

# 現況確認書交付事務取扱要領

令和5年8月1日  
下松市農業委員会

## 1 取扱方針について

農地法の趣旨に基づき、申請地が農地か否かの判断については、申請地の実態（現況、利用状況等）に基づいて客観的に判断するものとする。特に、農地法第4条の規定による転用及び農地法第5条の規定による転用のための権利移動の制限を担保するよう運用するものとする。

なお、申請地が農地であると判断された土地については、所有者等による耕作の実施または農地法第3条の規定による許可申請を行わせるなど、それぞれ適正な運用がなされるよう指導するものとする。

## 2 現況確認の実施について

現況確認書の交付申請を受けた時は、下記のとおり対応する。

### (1) 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の土地

農業委員（推進委員）3名以上と事務局職員により現地調査及び他の必要な調査等を行い、申請地が農地か否かの判断を農業委員会総会にて行う。

### (2) 市街化調整区域または都市計画区域外で、農用地区域外の土地

農業委員（推進委員）2名以上と事務局職員により現地調査及び他の必要な調査等を行い、申請地が農地か否かの判断を農業委員会総会にて行う。

### (3) 市街化区域内の土地

農地法に係る転用届出と同様の取扱いとする。

## 3 非農地認定基準について

(1) その土地の所有者又は使用者が、農地法の所定の手続きが必要なことの不知により、許可を受けずに何等かの転用の意思に基づいて、非農地として認定しうる状況が20年以上経過した土地。  
(農地法違反の指導実績がないものに限る。)

(2) 耕作放棄の状態が10年以上継続し、雑木、かん木等が密生しており、農地として復旧するためには相当の費用・時間・労力を必要とする土地。  
(耕作・管理等の指導実績がないものに限る。)

(3) 災害により流出・埋没等した土地について、客観的に判断して今後復旧できる見込がなく、そのまま放置されている土地。

(4) 農地法に基づく許可申請または届出の手続き完了後、現況は非農地化したが、登記地目を変更しないままの土地。

## 4 交付手数料について

1通あたり 800円

## 【現況確認書 添付書類】

提出書類	部数
現況確認書	2
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	2 (原本1, 写し1)
位置図	2
公図の写し	2 (原本1, 写し1)
申立書	2
写 真	違う角度から2, 3枚

## 【現況確認 申立書 記入例】

### 申 立 書

令和●●年●●月●●日

下松市農業委員会会長 様

<住所> 下松市●●町●丁目●番●号

<名前> ●● ●●

下記の土地について、農地から現況に至った経緯について、下記のとおり申立いたします。

記

申請地 下松市●●丁目●●●●番●

例① 平成●年●月に、隣地●●●●番●へ住宅建築した際、当該土地を自宅駐車場として利用し始めた。それ以降、農地としては利用していない。

例② 父●●●●が平成●年頃に耕作をやめて以降耕作を行っておらず、現在は資材置場として利用している。

例③ 昭和●●年頃に農地転用届を行い、上記の土地を取得して住宅建築をしたが、登記地目を変更していなかった。